

定住自立圏の形成に関する協定書

宇和島市（以下「甲」という。）と松野町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言を行った甲と賛同した乙が定住に必要な都市機能及び生活機能確保・充実させるとともに、連携を図りながら圏域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、圏域において連携する政策分野の取組において、地域資源を有効活用し、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補充し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
 - (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
 - (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3
 - (4) まち・ひと・しごと創生に係る政策分野 別表第4
- （事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するものはか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

とする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定の規定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市

宇和島市長



石橋 寛久

乙 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地

松野町

松野町長



坂本 浩

定住自立圏の形成に関する協定書

宇和島市（以下「甲」という。）と鬼北町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言を行った甲と賛同した乙が定住に必要な都市機能及び生活機能確保・充実させるとともに、連携を図りながら圏域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、圏域において連携する政策分野の取組において、地域資源を有効活用し、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補充し合うこととする。（連携する取組の分野及び内容並びに役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
 - (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
 - (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3
 - (4) まち・ひと・しごと創生に係る政策分野 別表第4
（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）
- 第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

とする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定の規定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市

宇和島市長

石橋寛久



乙 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

鬼北町

鬼北町長

甲岡秀文



定住自立圏の形成に関する協定書

宇和島市（以下「甲」という。）と愛南町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言を行った甲と賛同した乙が定住に必要な都市機能及び生活機能を確保・充実させるとともに、連携を図りながら圏域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、圏域において連携する政策分野の取組において、地域資源を有効活用し、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3
- (4) まち・ひと・しごと創生に係る政策分野 別表第4

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

とする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定の規定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市

宇和島市長



石橋 寛久

乙 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

愛南町

愛南町長



清水 雅文

③ 教育

	【愛南町】	【鬼北町】	【松野町】
教育環境の充実	<p>圏域の教育機関との連携を強化し、地域との交流促進や人材育成を図るとともに、教育環境のあり方について検討する。</p> <p>圏域の教育機関が提供する学習機会や学習情報等を周知するとともに、実習等の受入れに協力するなど、教育機関と連携した取組を推進する。</p> <p>乙と連携し、圏域における教育環境の充実や大学などの高等教育のあり方について検討するとともに、圏域住民の人材育成を図る。</p> <p>甲と連携し、圏域の教育機関と連携した取組を推進する。圏域における教育環境の充実や大学などの高等教育のあり方について検討するとともに、圏域住民の人材育成を図る。</p>	<p>圏域の教育機関との連携を強化し、地域との交流促進や人材育成を図るとともに、教育環境のあり方について検討する。</p> <p>圏域の教育機関が提供する学習機会や学習情報等を周知するとともに、実習等の受入れに協力するなど、教育機関と連携した取組を推進する。</p> <p>乙と連携し、圏域における教育環境の充実や大学などの高等教育のあり方について検討するとともに、圏域住民の人材育成を図る。</p> <p>甲と連携し、圏域の教育機関と連携した取組を推進する。圏域における教育環境の充実や大学などの高等教育のあり方について検討するとともに、圏域住民の人材育成を図る。</p>	<p>圏域の教育機関との連携を強化し、地域との交流促進や人材育成を図るとともに、教育環境のあり方について検討する。</p> <p>圏域の教育機関が提供する学習機会や学習情報等を周知するとともに、実習等の受入れに協力するなど、教育機関と連携した取組を推進する。</p> <p>乙と連携し、圏域における教育環境の充実や大学などの高等教育のあり方について検討するとともに、圏域住民の人材育成を図る。</p> <p>甲と連携し、圏域の教育機関と連携した取組を推進する。圏域における教育環境の充実や大学などの高等教育のあり方について検討するとともに、圏域住民の人材育成を図る。</p>
生涯学習の充実	<p>多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携を図るとともに、甲及び乙が実施する各種講座や講演会などについて、参加対象を圏域住民へ拡大して開催する。</p> <p>多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携を図るとともに、各種講座や講演会などを実施し、乙に対し情報提供する。</p> <p>多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携を図るとともに、各種講座や講演会などを実施し、甲に対し情報提供する。</p>	<p>多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携を図るとともに、甲及び乙が実施する各種講座や講演会などについて、参加対象を圏域住民へ拡大して開催する。</p> <p>多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携を図るとともに、各種講座や講演会などを実施し、乙に対し情報提供する。</p> <p>多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携を図るとともに、各種講座や講演会などを実施し、甲に対し情報提供する。</p>	<p>多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携を図るとともに、甲及び乙が実施する各種講座や講演会などについて、参加対象を圏域住民へ拡大して開催する。</p> <p>多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携を図るとともに、各種講座や講演会などを実施し、乙に対し情報提供する。</p> <p>多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携を図るとともに、各種講座や講演会などを実施し、甲に対し情報提供する。</p>

④ 産業振興

	【愛南町】	【鬼北町】	【松野町】
農林水産業の活性化	<p>農林水産業の維持・高度化を進めるとともに、環境変化に即した多面的な振興施策を推進する。</p> <p>安全・安心でおいしい農林水産物を提供する新たな時代の魅力ある農林水産業の実現に向けた取組を総合的・計画的に推進する。</p> <p>担い手の育成及び確保とともに、関係機関と連携しながら農林水産業への就業に関する情報交換や情報発信に努める。</p>	<p>農林水産業の維持・高度化を進めるとともに、環境変化に即した多面的な振興施策を推進する。</p> <p>安全・安心でおいしい農林水産物を提供する新たな時代の魅力ある農林水産業の実現に向けた取組を総合的・計画的に推進する。</p> <p>担い手の育成及び確保とともに、関係機関と連携しながら農林水産業への就業に関する情報交換や情報発信に努める。</p>	<p>農林水産業の維持・高度化を進めるとともに、環境変化に即した多面的な振興施策を推進する。</p> <p>担い手の育成及び確保とともに、関係機関と連携しながら、安全・安心でおいしい農林水産物を提供する新たな時代の魅力ある農林水産業の実現に向けた取組を総合的・計画的に推進する。</p> <p>関係機関と連携しながら農林水産業への就業に関する情報交換や情報発信に努める。</p>

商工業の活性化と雇用の創出	甲の役割	関係住民と連携を図るとともに、乙との情報交換により、効果的な農林水産業の振興や担い手確保を図る。	関係住民と連携を図るとともに、乙との情報交換により、効果的な農林水産業の振興や担い手確保を図る。	関係住民と連携を図るとともに、乙との情報交換により、効果的な農林水産業の振興や担い手確保を図る。
	乙の役割	関係住民と連携を図るとともに、甲との情報交換により、効果的な農林水産業の振興や担い手確保を図る。	関係住民と連携を図るとともに、甲との情報交換により、効果的な農林水産業の振興や担い手確保を図る。	関係住民と連携を図るとともに、甲との情報交換により、効果的な農林水産業の振興や担い手確保を図る。
	取組内容	住民ニーズの多様化に対応するため、商工会議所・商工会等関係機関及び団体と連携し、圏域における商業活性化のための機能維持・強化を図る。	住民ニーズの多様化に対応するため、商工会議所・商工会等関係機関及び団体と連携し、圏域における商業活性化のための機能維持・強化を図る。	住民ニーズの多様化に対応するため、商工会議所・商工会等関係機関及び団体と連携し、圏域における商業活性化のための機能維持・強化を図る。
	甲の役割	乙と協力して積極的な企業誘致や創業支援を行い、圏域住民の雇用促進を図る。	乙と協力して積極的な企業誘致や創業支援を行い、圏域住民の雇用促進を図る。	乙と協力して積極的な企業誘致や創業支援を行い、圏域住民の雇用促進を図る。
	乙の役割	甲と協力して積極的な企業誘致や創業支援を行い、圏域住民の雇用促進を図るとともに、圏域における商業活性化のための機能維持・強化を図る。	甲と協力して積極的な企業誘致や創業支援を行い、圏域住民の雇用促進を図るとともに、圏域における商業活性化のための機能維持・強化を図る。	甲と協力して積極的な企業誘致や創業支援を行い、圏域住民の雇用促進を図るとともに、圏域における商業活性化のための機能維持・強化を図る。
観光の活性化	取組内容	圏域の豊かな自然や歴史、文化などの資源を活かした観光関連事業を推進するとともに、新たな観光資源の掘り起こしや魅力の向上を図り、圏域内外への情報発信により、観光客の増加に努める。	圏域の豊かな自然や歴史、文化などの資源を活かした観光関連事業を推進するとともに、新たな観光資源の掘り起こしや魅力の向上を図り、圏域内外への情報発信により、観光客の増加に努める。	圏域の豊かな自然や歴史、文化などの資源を活かした観光関連事業を推進するとともに、新たな観光資源の掘り起こしや魅力の向上を図り、圏域内外への情報発信により、観光客の増加に努める。
	甲の役割	圏域の地域資源を活かした観光ツアーや観光イベントなどを実施し、相互の連携によって広域的な観光圏を形成する。	圏域の地域資源を活かした観光ツアーや観光イベントなどを実施し、相互の連携によって広域的な観光圏を形成する。	圏域の地域資源を活かした観光ツアーや観光イベントなどを実施し、相互の連携によって広域的な観光圏を形成する。
	乙の役割	乙と連携し、圏域の観光振興に必要な事業を実施するとともに、圏域内外へ情報発信する。	乙と連携し、圏域の観光振興に必要な事業を実施するとともに、圏域内外へ情報発信する。	乙と連携し、圏域の観光振興に必要な事業を実施するとともに、圏域内外へ情報発信する。

別表第2 (第3条関係)

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

① 地域公共交通

	【愛南町】	【鬼北町】	【松野町】	
地域公共交通の整備	取組内容	利便性の高い交通手段について検討し、移動手段を確保するとともに、利用者増加を図り、効率的かつ一体的な交通体系の構築を目指す。	利便性の高い交通手段について検討し、移動手段を確保するとともに、利用者増加を図り、効率的かつ一体的な交通体系の構築を目指す。	利便性の高い交通手段について検討し、移動手段を確保するとともに、利用者増加を図り、効率的かつ一体的な交通体系の構築を目指す。
	甲の役割	乙と連携し、鉄道を主体としたバス等公共交通網の確保及び活性化に取り組み、安全で利便性の高い交通ネットワークの構築を目指す。併せて支線系統についてもデマンド交通等の多様な交通手段の検討を行う。	乙と連携し、鉄道やバス路線の維持・確保や利用促進に取り組みとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討を行う。	乙と連携し、鉄道やバス路線の維持・確保や利用促進に取り組みとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討を行う。
	乙の役割	甲と連携し、鉄道への連結をはじめ、相互の拠点を結ぶバス等公共交通網の確保及び活性化に取り組み、安全で利便性の高い交通ネットワークの構築を目指す。併せて支線系統についてもデマンド交通等の多様な交通手段の検討を行う。	甲と連携し、鉄道やバス路線の維持・確保や利用促進に取り組みとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討を行う。	甲と連携し、鉄道やバス路線の維持・確保や利用促進に取り組みとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討を行う。

② ICTインフラ整備

	【愛南町】	【鬼北町】	【松野町】	
ICTインフラの整備	取組内容	住民の安全・安心でより質の高い暮らしの確保と利便性の高い住民サービスの提供を目指すとともに、地域活性化を図るため、ICT環境の充実と利活用を推進する。	住民の安全・安心でより質の高い暮らしの確保と利便性の高い住民サービスの提供を目指すとともに、地域活性化を図るため、ICT環境の充実と利活用を推進する。	住民の安全・安心でより質の高い暮らしの確保と利便性の高い住民サービスの提供を目指すとともに、地域活性化を図るため、ICT環境の充実と利活用を推進する。
	甲の役割	乙と連携し、情報システム機能の強化に係る共同研究に努め、乙との情報共有を図る。	乙と連携し、情報システム機能の強化に係る共同研究に努め、乙との情報共有を図る。	乙と連携し、情報システム機能の強化に係る共同研究に努め、乙との情報共有を図る。
	乙の役割	甲が設置する共同研究の場に参加し、甲との情報共有を図る。	甲が設置する共同研究の場に参加し、甲との情報共有を図る。	甲が設置する共同研究の場に参加し、甲との情報共有を図る。

③ 道路交通網の整備

	【愛南町】	【鬼北町】	【松野町】	
道路交通網の整備	取組内容	主要幹線道路、県道などの整備促進並びに生活道路などの整備を進め、圏域交通の安全性・利便性の向上を図り、圏域の発展に繋げる。	主要幹線道路、県道などの整備促進並びに生活道路などの整備を進め、圏域交通の安全性・利便性の向上を図り、圏域の発展に繋げる。	主要幹線道路、県道などの整備促進並びに生活道路などの整備を進め、圏域交通の安全性・利便性の向上を図り、圏域の発展に繋げる。
	甲の役割	乙と連携して、四国横断自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・県道などの幹線道路網の整備促進に向けて取り組む。	乙と連携して、四国横断自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・県道などの幹線道路網の整備促進に向けて取り組む。	乙と連携して、四国横断自動車道や圏域市町村を結ぶ国道・県道などの幹線道路網の整備促進に向けて取り組む。

乙の役割	甲及び関係市町と連携して、四国横断自動車道や圏域市町を結ぶ国道・県道などの幹線道路網の整備促進に向けて取り組む。	甲及び関係市町と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けて取り組む。	甲と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けて取り組む。
------	--	--	------------------------------------

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材の育成・交流

	【愛南町】	【鬼北町】	【松野町】
人材の育成・交流	圏域住民の多様なニーズに対応するとともに、地域の政策能力や連携強化のための人材育成や交流を図る。	圏域住民の多様なニーズに対応するとともに、地域の政策能力や連携強化のための人材育成や交流を図る。	圏域住民の多様なニーズに対応するとともに、地域の政策能力や連携強化のための人材育成や交流を図る。
	甲の役割 職員研修等を実施するにあたり、乙の求めに応じて乙の職員に当該研修等への参加の機会を設ける。	甲の役割 職員研修等を実施するにあたり、乙の求めに応じて乙の職員に当該研修等への参加の機会を設ける。	甲の役割 職員研修等を実施するにあたり、乙の求めに応じて乙の職員に当該研修等への参加の機会を設ける。
乙の役割	職員研修等を実施するにあたり、甲の求めに応じて甲の職員に当該研修等への参加の機会を設ける。	職員研修等を実施するにあたり、甲の求めに応じて甲の職員に当該研修等への参加の機会を設ける。	職員研修等を実施するにあたり、甲の求めに応じて甲の職員に当該研修等への参加の機会を設ける。

② 外部からの人材確保

	【愛南町】	【鬼北町】	【松野町】
外部からの人材確保	民間企業等経験者や外部の専門的な人材の登用を推進する。	民間企業等経験者や外部の専門的な人材の登用を推進する。	民間企業等経験者や外部の専門的な人材の登用を推進する。
	乙と連携し、外部人材を招へいして活用するとともに、連携市町の調整を図る。	乙と連携し、外部人材を招へいして活用するとともに、連携市町の調整を図る。	乙と連携し、外部人材を招へいして活用するとともに、連携市町の調整を図る。
	甲と連携し、外部人材を招へいして活用する。	甲と連携し、外部人材を招へいして活用する。	甲と連携し、外部人材を招へいして活用する。

別表第4（第3条関係）

（4）まち・ひと・しごと創生に係る政策分野

		【愛南町】	【鬼北町】	【松野町】
総合戦略の推進	取組内容	圏域における移住・定住促進のための空き家等の情報共有を図るとともに、移住・定住先としての魅力など各種情報発信を行う。 圏域の若者が圏域で結婚し、将来も定住していくために、結婚の希望をかなえるための活動を支援する。	圏域における移住・定住促進のための空き家等の情報共有を図るとともに、移住・定住先としての魅力など各種情報発信を行う。 圏域の若者が圏域で結婚し、将来も定住していくために、結婚の希望をかなえるための活動を支援する。	圏域における移住・定住促進のための空き家等の情報共有を図るとともに、移住・定住先としての魅力など各種情報発信を行う。 圏域の若者が圏域で結婚し、将来も定住していくために、結婚の希望をかなえるための活動を支援する。
	甲の役割	乙と連携し、受入体制の充実に向けた手法の検討を行い、圏域外に向けた情報発信を行うとともに、圏域相互の調整を図る。 乙と連携し、移住・定住促進のために必要な事業を実施する。 乙に対し、結婚相談事業や出会いイベントに関する情報を提供するとともに、乙と連携し、結婚を希望する者に対する支援を行う。	乙と連携し、受入体制の充実に向けた手法の検討を行い、圏域外に向けた情報発信を行うとともに、圏域相互の調整を図る。 乙と連携し、移住・定住促進のために必要な事業を実施する。 乙に対し、結婚相談事業や出会いイベントに関する情報を提供するとともに、乙と連携し、結婚を希望する者に対する支援を行う。	乙と連携し、受入体制の充実に向けた手法の検討を行い、圏域外に向けた情報発信を行うとともに、圏域相互の調整を図る。 乙と連携し、移住・定住促進のために必要な事業を実施する。 乙に対し、結婚相談事業や出会いイベントに関する情報を提供するとともに、乙と連携し、結婚を希望する者に対する支援を行う。
	乙の役割	甲と連携し、受入体制の充実に向けた手法の検討を行い、圏域外に向けた情報発信を行うとともに、圏域相互の調整を図る。 甲と連携し、移住・定住促進のために必要な事業を実施する。 甲に対し、結婚相談事業や出会いイベントに関する情報を提供するとともに、甲と連携し、結婚を希望する者に対する支援を行う。	甲と連携し、受入体制の充実に向けた手法の検討を行い、圏域外に向けた情報発信を行うとともに、圏域相互の調整を図る。 甲と連携し、移住・定住促進のために必要な事業を実施する。 甲に対し、結婚相談事業や出会いイベントに関する情報を提供するとともに、甲と連携し、結婚を希望する者に対する支援を行う。	甲と連携し、受入体制の充実に向けた手法の検討を行い、圏域外に向けた情報発信を行うとともに、圏域相互の調整を図る。 甲と連携し、移住・定住促進のために必要な事業を実施する。 甲に対し、結婚相談事業や出会いイベントに関する情報を提供するとともに、甲と連携し、結婚を希望する者に対する支援を行う。